

中小企業の存亡と地域経済の疲弊が懸念される
外形標準課税適用拡大などの中小企業向けの
増税に反対する請願署名

請願項目

法人税減税の財源確保のために中小企業に負担増を求める税制改正（外形標準課税の資本金1億円以下の企業への適用拡大など）を行わないこと

請願趣旨

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なうおそれがあり、このような増税は景気回復の芽をつみかねません。

中小企業憲章の基本原則「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるように支援する」の精神に反することであり、こうした改正が中小企業に与える影響を配慮されることなく実施されることがあったりはなりません。

資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。これによる中小企業の負担は大きく地域での雇用維持は難しくなります。

中小企業の法人所得800万円までの部分に適用されている軽減税率15%を取りやめ、大企業と同じ25.5%に引き上げるとは、負担能力に応じた税率の否定につながります。

過去の赤字を翌年度以降の繰越損金にすることについて、一定の制限を設けることは、中小企業経営の安定化が図れず、地域経済に打撃を与えることとなります。

したがって、政府与党が中小企業憲章の精神を遵守することを求めて、私たちは次の件を要望します。

（外形標準課税とは、貸金・支払利息・家賃・資本金などに税金をかけるもので、現在、資本金1億円を超える黒字企業が対象となっています。なお、赤字企業も法人住民税などを納税しています。）

請願事項

- 一、法人事業税の外形標準課税適用拡大を行わないこと
- 一、中小企業の法人所得800万円までの部分に適用されている軽減税率15%を継続すること
- 一、欠損金の繰り越し控除に関して一定の制限を設けないこと
- 一、減価償却制度の定率償却方式を廃止しないこと

衆議院議長殿
参議院議長殿

中小企業の存亡と地域経済の疲弊が懸念される
外形標準課税適用拡大などの中小企業向けの
増税に反対する請願署名

氏名	住所

【留意事項】

- ・署名記入に際しましては、「〃」「同上」はご遠慮下さい。また都道府県名からご記入下さい。
- ・日本国籍を持つ方及び日本国内に在住の外国人の方等、どなたでも署名することが出来ます。
- ・署名欄が足りない場合は、原本をコピーしてご利用下さい。
- ・集まりました署名の個人情報等は、本署名の目的以外には使用しません。
- ・署名いただいた本用紙は、大変お手数ですが、原本を下記の取り扱い団体までお送り下さい。（FAX やメールは不可です）

【取り扱い団体】

新潟県中小企業家同友会

〒950-0926 新潟県新潟市中央区高志 1-3-21 Tel. 025-287-0650 / Fax. 025-286-8025
2014年10月30日までに集約し、2014年11月4日までに上記にお送り下さい